

令和8年度

「販路拡大に向けた商品改良アドバイザー派遣」
支援対象企業
【募集要項】

令和8年4月
広島市経済観光局産業振興部地域産業振興課

「令和8年度 販路拡大に向けた商品改良アドバイザー派遣」支援対象企業 募集要項

1 概要

(1) 目的

本事業では、加工食品・雑貨などの特産品^(※1)を生産する中小企業者（以下、「特産品事業者」という。）のうち、広島広域都市圏^(※2)内（以下「圏域内」という。）における販路拡大を目指し、商品改良に取り組む圏域内の特産品事業者に対して、商品改良（既存の商品を踏まえた、新商品の開発を含む。）の実施を支援し、地域バイヤー^(※3)を交えたフォローアップを一貫して行うことにより、効果的な商品改良及び販路拡大を図ることを目的とします。

については、本事業に取り組む意欲のある企業を募集します。

(※1) 特産品

主に圏域内で製造される加工食品・雑貨などの産品

(※2) 広島広域都市圏

広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町

山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

島根県：浜田市、出雲市、益田市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、吉賀町

(※3) 地域バイヤー

圏域内で小売を行う事業者のほか、圏域内の小売店への卸売を行う事業者や、圏域内で行う小売への販路を有する者

(2) 募集対象者

対象者は、次のアからイに掲げる要件のいずれにも該当するもの（8者）とします。

ア 広島広域都市圏に主たる事業所を有する加工食品・雑貨などを生産する中小企業者

イ 法人又はその役員が次の(7)から(9)のいずれにも該当しないもの

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(8) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

(9) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 支援内容

支援対象企業に対して、販路拡大や商品改良に係る専門知識を有する者（以下、「アドバイザー」という。）を派遣し、伴走型で指導・アドバイスを実施しながら、商品改良・販路拡大に係る基礎的なノウハウの習得、商品の現状分析、課題の整理、課題解決のための商品改良の実施を支援するとともに、地域バイヤーを交えながら、販路拡大の実現を支援します。

具体的な支援内容等は、次のとおりです。

ア 集合研修（事前研修）

支援対象企業8者が共通して理解すべき、販路拡大や商品改良の基礎的なノウハウを習得することを目的とした集合研修を1回実施します。

イ 個別企業への支援

アドバイザーは、支援対象企業への訪問やリモート（ウェブ会議、メール、電話等）による進捗確認を実施しながら、次の①～④の取組へのアドバイスを行う個別支援を6回実施します。

- ① 商品の現状把握、課題整理
 - ② 商品改良のアイデアの立案
 - ③ 商品改良計画の策定、実行（試作品の作成など）
 - ④ 中間発表会の内容を踏まえたフォローアップ
- ウ 中間発表会の開催
中間発表会として、商品改良の実施状況（試作品等のほか、商品改良の進捗によっては、商品改良の方向性など）について、販路拡大につながる可能性のある地域バイヤーの意見を聞く場を設けます。
- エ 最終発表会の開催及び商談の場の設定
最終発表会として、販路拡大につながる可能性のある地域バイヤーを交え、本事業による商品改良の成果について、発表を行った後、最終発表会に参加した地域バイヤーとの商談を行う場を設けます。

(4) 支援の実施方法

- ア 市内の会場において、アドバイザーが販路拡大・商品改良の基礎的な内容に関する研修を行います。
- イ アドバイザーを派遣し、個別に企業の商品改良を支援します。
※ オンライン（Zoom等）で実施する場合があります。
- ウ 市内の会場で、中間発表会を開催します。
- エ 市内の会場で、最終発表会を開催し、その後同じ会場で、地域バイヤーとの商談を行う場を設けます。
※ 最終発表会は、一般公開で行いますので、あらかじめご了承ください。

(5) 費用

アドバイザーによる支援や地域バイヤーの意見を聞く場にかかる費用は無料です。
ただし、助言等を受けて、商品改良を実行する経費や支援対象企業が研修会等へ出席する旅費については自己負担となります（会場は広島市内の施設を予定しております）。

2 申込の手続き

申込フォームにより、申し込んでください。（申込期限：令和8年5月15日（金））

- 市ホームページURL

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/business/sangyo/1021496/1026512/1041666.html>

3 参加企業の決定

申込期間終了後、申込内容等を踏まえて、支援対象企業を決定します。

応募者多数の場合は申込内容を基に選考を行い、支援対象企業を決定します。

なお、支援対象企業数が8者に満たない場合、受付期限後も随時募集を継続します。

また、改良を希望する商品について、その内容により、アドバイザーによる支援が難しい場合は、お断りすることがあります。

4 秘密保持について

職員には、国が定める法令、地方公務員法第34条（秘密を守る義務）が課せられていますので、秘密保持契約締結の有無に係わらず、本業務について知り得た企業の機密情報を許可なく他社に提示・提供することはありません。

また、派遣するアドバイザーとの本業務の委託契約において、守秘義務を課しておりますのでアドバイザーも本業務について知り得た企業の機密情報を許可なく他社に提示・提供することはありません。

5 問合せ先

広島市経済観光局産業振興部地域産業振興課

電話：082-504-2238 FAX：082-504-2259

E-mail：chiikisangyo@city.hiroshima.lg.jp